

仕 様 書

1 施行名

広島市立大学学生寮及び国際学生寮ハウスクリーニング業務

2 履行場所

広島市安佐南区大塚東三丁目 4 番 2～5 号 広島市立大学学生寮「もみじ」
 広島市安佐南区大塚東三丁目 4 番 6 号 広島市立大学国際学生寮「さくら」

3 履行期間

契約締結日から 2025 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

(1) 作業内容

発注者は、広島市立大学学生寮「もみじ」個室（別図 1）及び国際学生寮「さくら」ユニット個室（別図 2）の美化及び衛生環境を保つため本業務を実施する。受注者は、以下の作業項目、作業内容に従って適切に行うものとする。

なお、ハウスクリーニングの実施については、発注者から受注者に指示する。受注者のハウスクリーニング作業日時は、作業の指示日の概ね 1 週間以内とするが、これにより難しい場合は発注者と協議の上、定めるものとする。

ア 個室（学生寮「もみじ」）

作業項目	作業内容
壁・天井・照明器具	すす払いを実施する。なお、必要に応じて専用洗剤などでしみ等の汚れを落とす。
エアコン	分解内部洗浄を行う。
床	掃除機等で吸塵し、ぞうきんがけを行う。なお、必要に応じて専用洗剤などでしみを落とす。ベッドが置いてある箇所もベッドを動かした上で、同様に掃除をし、ベッドを元の位置に戻す。
バルコニー	デッキブラシにて擦り洗い、排水口・目皿洗浄、ごみ処理（落ち葉、鳥のフン等）、室外機、物干し竿は汚れを拭き取る。
窓回り	ガラス、サッシ枠、網戸洗剤洗浄及びカーテンレール洗剤拭き清掃を行う。
机、椅子、収納棚、ドア等	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いるか、ダストクロスを利用して表面及び中を拭く。
ベッド等	マットレスは、専用の掃除機等で吸塵し、必要に応じて専用洗剤などでしみを落とす。ベッドは、タオルで水拭き又は適正洗剤を用いるか、ダストクロスを利用して表面及び中を拭く。

イ ユニット個室（国際学生寮「さくら」）

作業項目	作業内容	
壁・天井・照明器具	すす払いを実施する。なお、必要に応じて専用洗剤などでしみ等の汚れを落とす。	
エアコン	分解内部洗浄を行う。	
タイルカーペット	除塵	掃除機等で吸塵する。汚れ等が付着した部分は、カーペットスーパードで回収して除塵する。
	しみ取り	必要に応じて専用洗剤などでしみを落とす。
バルコニー	デッキブラシにて擦り洗い、排水口・目皿洗浄、ごみ処理（落ち葉、鳥のフン等）、室外機・給湯器拭き掃除、物干し竿は汚れをふき取る。	
窓回り	ガラス、サッシ枠、網戸洗剤洗浄及びカーテンレール洗剤拭き清掃を行う。	
机、椅子、クローゼット、ドア等	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いるか、ダストクロスを利用して表面及び中を拭く。	
ベッド等	マットレスは、専用の掃除機等で吸塵し、必要に応じて専用洗剤などでしみを落とす。ベッドは、タオルで水拭き又は適正洗剤を用いるか、ダストクロスを利用して表面及び中を拭く。	

ウ ハウスクリーニング業務の年間予定個室数

学生寮「もみじ」：48室

国際学生寮「さくら」：96室

※ 退寮者数が現時点で未確定のため、実施する個室数を保証するものではない。
(2022年度実施実績)

学生寮「もみじ」：36室、国際学生寮「さくら」：67室

(大半の実施は2025年3月20日の寮生退寮後に実施見込み)

(2) 業務実施方法

ア 従業員は、受託者名入りの名札を着用するものとする。

イ 作業終了後は、指定した場所に、機具、資材を整理して格納するものとする。

ウ 本業務で発生した廃棄物等の処理は、受注者において行うこと。

エ 受注者は、業務中に、建物、備品及びその他寮設備等について破損箇所又は異常箇所を発見した際には、発注者に報告をすること。

オ 受注者は作業終了日の翌日までに本学が指定する業務完了届を発注者に提出すること。

カ 業務完了届提出後、業務完了届に記載の内容を満たしていないと発注者が判断した場合は、発注者は受注者に対して再度の作業を指示し、受注者はその指示に従うこと。

(3) エアコン清掃方法（学生寮「もみじ」・国際学生寮「さくら」共通）

以下の手順に従い、エアコンの分解内部洗浄を行うこと。なお、部品等は丁寧に扱い、破損等が起きないように努めること。

【手順】

- ① 部屋が汚れないよう該当機器の周辺（3m×3m程度）を養生し、外装パネル、フィルター、水受け皿、各種装置をはずす。
- ② ファンを取り外し、熱交換器やその周辺を高圧洗浄、専用薬剤を使用すること。ただし、使用する薬剤については、事前に協議する。
- ③ 薬剤を空調内部に残さないよう、高圧水ですすぎ落とす。
- ④ 取り外した外装パネル、フィルター、ファン、水受け皿を専用薬剤で水洗いし、充分水分を除去する。
- ⑤ 内部に水分が残っていないことを確認したのち、復旧する。
- ⑥ 復旧後は、稼働させ、異音が発生しないか確認する。
- ⑦ 作業中、経年劣化等による破損・摩耗・消耗箇所が発見された場合は、発注者と協議する。
- ⑧ 周辺も現状復帰させる。

なお、清掃が原因でエアコン等の動作に不具合が生じた場合は、その復旧について受注者の負担で対応すること（ただし、部品の生産終了等により修繕が不可能であり、エアコン機器本体の交換が必要な場合はこの限りでない。）。

5 費用の負担等

本業務を実施するにあたっての必要な経費のうち、次に掲げる費用については、発注者が負担するものとする。ただし、その使用にあたっては、極力節減に努めるものとする。

- ・電気料、水道料及びガス料

6 委託料の支払い

月払いとする（実施した月に限る。）。

月々の支払額は、1個室当たりの契約単価 円（消費税及び地方消費税を含む。）に当月の業務総従事件数を乗じて算出した金額とする。

支払期限は、請求書を提出した日の属する月の翌月末までとする。

7 その他

この仕様書に疑義のあるとき、又は定めのない事項については、発注者・受注者協議して定めるものとする。